

○総務省告示第三百十五号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第二百二条の二第四項並びに電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）第八条第二項及び第三項の規定に基づき、昭和四十二年郵政省告示第六百三十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）等の一部を次のように改正する。

平成三十年九月二十日

総務大臣 野田 聖子

- 一 昭和四十二年郵政省告示第六百三十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

〔一〕略  
二 公衆通信障害防止区域以外の伝搬障害防止区域

一	区別		
削除	重要無線通信の種類	当該伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海抜高(メートル)(海抜高は括弧内に示す。)	電波伝搬路の地上投影面の中心線と防止区域の外縁との交点の位置(中心線上、上の欄の(一)に掲げる空中線又は無給電中継装置からの平面距離(メートル)で示す。)
			当該伝搬障害防止区域の範囲
			上の欄に掲げる交点を結ぶ線分の両側それぞれ幅(メートル)
		当該区域に係る地域の名称	

改正前

〔一〕同上  
二 〔同上〕

一	区別		
放送業務用	重要無線通信の種類	当該伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海抜高(メートル)(海抜高は括弧内に示す。)	電波伝搬路の地上投影面の中心線と防止区域の外縁との交点の位置(中心線上、上の欄の(一)に掲げる空中線又は無給電中継装置からの平面距離(メートル)で示す。)
			当該伝搬障害防止区域の範囲
			上の欄に掲げる交点を結ぶ線分の両側それぞれ幅(メートル)
		当該区域に係る地域の名称	
三〇		(一) 北海道帯広市西五条南七の二の二 (二) 北海道河東郡音更町十勝川温泉九(二〇一)	
五〇		北海道 帯広市 西五条南七丁目、同八丁目、西四条南七丁目、同八丁目、西二条南七丁目、西一条南七丁目、大通南六丁目、同七丁目、東一条南六丁目、同七丁目、東二条南六丁目、同七丁目、東三条南六丁目、同七丁目、東四条南六丁目、同七丁目、東五条南六丁目、同七丁目、東六条南六丁目、同七丁目、東七条南六丁目、東八条南五丁目、同六丁目、東九条南五丁目、同六丁目	

備考 表中の「」の記載は注記である。

六		〔二〕五略
放送業務用		
(一) 北海道北見市北斗町二四七 (二) 北海道北見市南丘八四(二二二)		
一〇		
五〇		
北海道 北見市 北斗町、幸町、山下町、美芳町、本町		

一七	削除	〔二〕五同上
一五	削除	
一四	削除	
一三	削除	
一二	削除	
一一	削除	
一〇	削除	
九	削除	
八	削除	
七	削除	
六		〔二〕五同上
放送業務用		
(一) 北海道北見市北斗町二四七 (二) 北海道北見市南丘八四(二二二)		
一〇		
五〇		
北海道 北見市 北斗町、幸町、山下町、美芳町、本町		
目、東一〇条南五丁目、同六丁目、東一条南五丁目、同六丁目、東二条南五丁目、同六丁目、東三条南五丁目、同六丁目、東四条南四丁目、同五丁目、東五条南四丁目、同五丁目		

二 平成三年郵政省告示第二百三十四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

〔一略〕

二 電気通信業務障害防止区域以外の伝搬障害防止区域

七 削除	区分		
	重要 無線 通信 の種類		
	当該伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海抜高(メートル)(海抜高は括弧内に示す。)	電波伝搬路の地上投影面の中心線と防止区域の外縁との交点の位置(中心線上、上の欄の(一)に掲げる空中線又は無給電中継装置からの平面距離(メートル)で示す。)	当該伝搬障害防止区域の範囲
	上の欄に掲げる交点を結ぶ線分の両側それぞれ幅(メートル)	当該区域に係る地域の名称	

備考 表中の「」の記載は注記である。

改正前

〔二同上〕

二 〔同上〕

七 同右	区分		
	重要 無線 通信 の種類		
	当該伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海抜高(メートル)(海抜高は括弧内に示す。)	電波伝搬路の地上投影面の中心線と防止区域の外縁との交点の位置(中心線上、上の欄の(一)に掲げる空中線又は無給電中継装置からの平面距離(メートル)で示す。)	当該伝搬障害防止区域の範囲
	上の欄に掲げる交点を結ぶ線分の両側それぞれ幅(メートル)	当該区域に係る地域の名称	

備考 表中の「」の記載は注記である。

〔一〕富山県富山市牛島町一〇の二八  
(五五・〇)  
〔二〕富山県高岡市伏木矢田字東上野一二の二(六二・五)

富山県  
富山市 牛島町、牛島本町、石坂、五艘、長岡新、長岡、北代、北代中部、呉羽町  
富山県 北  
高岡市 吉久、伏木、伏木矢田

三 平成五年郵政省告示第百三十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

〔一〕略  
二 電気通信業務伝搬障害防止区域以外の伝搬障害防止区域

〔六〇九二〕略	五	四	区分	当該伝搬障害防止区域の範囲
	用業務放送	削除	重要無線通信の種類	
	〔略〕		当該伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。）	
	〔略〕		電波伝搬路の地上投影面の中心線と防止区域の外縁との交点の位置（中心線上、上の欄の（一）に掲げる空中線又は無給電中継装置からの平面距離（メートル）で示す。）	
	〔略〕		上の欄に掲げる交点を結ぶ線分の両側それぞれ幅（メートル）	
			当該区域に係る地域の名称	

改正前

〔一〕同上  
二 〔同上〕

〔六〇九二〕同上	五	四	区分	当該伝搬障害防止区域の範囲
	同右	用業務放送	重要無線通信の種類	
	〔同上〕	(一) 富山県富山市牛島町一〇番一八号 (二) 富山県下新川郡宇奈月町柝屋十三区(三五〇・〇)	当該伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。）	
	〔同上〕	七・〇	電波伝搬路の地上投影面の中心線と防止区域の外縁との交点の位置（中心線上、上の欄の（一）に掲げる空中線又は無給電中継装置からの平面距離（メートル）で示す。）	
	〔同上〕	五〇	上の欄に掲げる交点を結ぶ線分の両側それぞれ幅（メートル）	
		富山県 富山市 牛島町、湊入船町、牛島新町、奥田新町、奥田寿町、奥田双葉町、奥田町、久方町、下奥井、上赤江町、下赤江町、下富居、新屋、飯野、小西、三上、宮町、針原中町、宮条、町袋、野中	当該区域に係る地域の名称	

備考 表中の「」の記載は注記である。

四 平成十年郵政省告示第二百五十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

【一略】  
二 電気通信業務障害防止区域以外の伝搬障害防止区域

【二】四略	一	区分			
	削除	重要無線通信の種類	当該伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海拔高(メートル)(海拔高は括弧内に示す。)	電波伝搬路の地上投影面の中心線と防止区域の外縁との交点の位置(中心線上、上の欄の(一)に掲げる空中線又は無給電中継装置からの平面距離(メートル)で示す)	当該伝搬障害防止区域の範囲
				上の欄に掲げる交点を結ぶ線分の両側それぞれ幅(メートル)	
					当該区域に係る地域の名称

改正前

【二同上】  
二【同上】

【二】四同上	一	区分			
	放送業務用	重要無線通信の種類	当該伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海拔高(メートル)(海拔高は括弧内に示す。)	電波伝搬路の地上投影面の中心線と防止区域の外縁との交点の位置(中心線上、上の欄の(一)に掲げる空中線又は無給電中継装置からの平面距離(メートル)で示す)	当該伝搬障害防止区域の範囲
				上の欄に掲げる交点を結ぶ線分の両側それぞれ幅(メートル)	
					当該区域に係る地域の名称

備考 表中の「」の記載は注記である。

五 平成十四年総務省告示第四百十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

		改正後	
二 電気通信業務障害防止区域以外の伝搬障害防止区域			
〔一〕略			
七	六	区分	重要無線通信の種類
人命・財	削除	当該伝搬障害防止区域に係る無線通信の空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海抜高(メートル)(海抜高は括弧内に示す。)	
[略]		電波伝搬路の地上投影面の中心線と防止区域の外縁との交点の位置	当該伝搬障害防止区域の範囲
[略]		上の欄に掲げる交点を結ぶ線分の両側それぞれ幅(メートル)	
[略]			当該区域に係る地域の名称

		改正前	
二 〔同上〕			
七	六	区分	重要無線通信の種類
同右	人命・財産の保護	当該伝搬障害防止区域に係る無線通信の空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海抜高(メートル)(海抜高は括弧内に示す。)	
[同上]	(一) 宮城県仙台市青葉区本町三―八―一 (二) 宮城県岩沼市志賀字西大森一七―一 (三五九・〇)	電波伝搬路の地上投影面の中心線と防止区域の外縁との交点の位置	当該伝搬障害防止区域の範囲
[同上]	四・六三〇	上の欄に掲げる交点を結ぶ線分の両側それぞれ幅(メートル)	
[同上]	五〇		当該区域に係る地域の名称
[同上]	宮城県 仙台市 青葉区 本町三丁目、国分町三丁目、一番町四丁目、国分町二丁目、国分町一丁目、立町、大町二丁目、片平一丁目、大手町、花壇、荒巻 太白区 長町、八木山香澄町、八木山松波町、八木山東一丁目、西の平二丁目、金剛沢一丁目		

備考 表中の「」の記載は注記である。

「一〇〇三九略」	九		八
	用 保 産の 財 人命		削除 用 保 産の
	[略]		
	[略]		
	[略]		

「一〇〇三九同上」	九		八
	同右		同右
	[同上]		(一) 宮城県仙台市青葉区本町三―八―一 (二) 宮城県宮城郡利府町森郷字内の目北一七―四 (二二一・〇)
	[同上]	五・〇五 五・七一	二・九三 〇
	[同上]	五〇	五〇
[同上]	宮城県 仙台市 泉区 南光台東二丁目、南光台東三丁目、松森	宮城県 仙台市 泉区 南光台南三丁目、南光台南一丁目	宮城県 仙台市 泉区 南光台南二丁目、南光台南三丁目 宮城野区 自由が丘 宮城野区 安養寺一丁目

六 平成十八年総務省告示第百十八号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

一 電気通信業務用伝搬障害防止区域

当該伝搬障害防止区域の範囲

電波伝搬路の地上投影面の中心線と当該防止区域の外縁との交点の位置（中心線上、上の欄の（一）に掲げる空中線の幅（メートル）で示す。）	上の欄に掲げる交点を結ぶ線分の両側それぞれ（メートル）	当該防止区域に係る地域の名称
区分 当該伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海拔高（メートル）（海拔高は括弧内に示す。）		

三五 削除

〔三六〕〔一〇六〕略 〔一・三三〕略		
-----------------------	--	--

備考 表中の「」の記載は注記である。

改正前

一 〔同上〕

当該伝搬障害防止区域の範囲

電波伝搬路の地上投影面の中心線と当該防止区域の外縁との交点の位置（中心線上、上の欄の（一）に掲げる空中線の幅（メートル）で示す。）	上の欄に掲げる交点を結ぶ線分の両側それぞれ（メートル）	当該防止区域に係る地域の名称
区分 当該伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海拔高（メートル）（海拔高は括弧内に示す。）		

三五 〔同上〕

三五 〔一〕 群馬県高崎市高松町三 二・九〇 〔二〕 群馬県高崎市浜尻町八坂前一〇五―二 一四七・〇	五〇	群馬県 高崎市 高松町、宮元町、中紺屋町、柳川町、寄合町、新紺屋町、田町、九蔵町、嘉多町、本町、椿町、成田町、山田町、末広町、飯塚町、問屋町三丁目、問屋町四丁目、浜尻町
〔三六〕〔一〇六〕同上 〔一・三三〕同上		

七 平成十八年総務省告示第四百十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		改正前	
一 電気通信業務用伝搬障害防止区域		一 [同上]	
二四 削除	二四 削除	二四 (一) 岩手県盛岡市上堂四丁目一三番一号 (二) 岩手県盛岡市稲荷町一番地五七号 (一四七・五〇)	二四 五〇 岩手県盛岡市上堂一丁目、上堂二丁目、上堂四丁目
二三 削除	二三 削除	(一) 岩手県盛岡市上堂四丁目一三番地一号 (二〇五・八〇) (二) 岩手県盛岡	五〇 岩手県盛岡市上堂三丁目、上堂四丁目、箱清水一丁目、箱清水二丁目
[二五] [三三] 略		[二五] [三二] 同上	
区分 当該伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海拔高(メートル)(海拔高は括弧内に示す。)		区分 当該伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海拔高(メートル)(海拔高は括弧内に示す。)	
電波伝搬路の地上投影面の中心線と当該防止区域の外縁との交点の位置(中心線上、上の欄の(一)に掲げる空中線又は無給電中継装置からの平面距離(キロメートル)で示す。)		電波伝搬路の地上投影面の中心線と当該防止区域の外縁との交点の位置(中心線上、上の欄の(一)に掲げる空中線又は無給電中継装置からの平面距離(キロメートル)で示す。)	
上の欄に掲げる交点を結ぶ線分の両側それぞれ幅(メートル)		上の欄に掲げる交点を結ぶ線分の両側それぞれ幅(メートル)	
当該伝搬障害防止区域の範囲		当該伝搬障害防止区域の範囲	
当該防止区域に係る地域の名称		当該防止区域に係る地域の名称	



八 平成十八年総務省告示第六百八十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

		改正後		改正前	
一	電気通信業務用伝搬障害防止区域	改正後		改正前	
	当該伝搬障害防止区域の範囲	改正後		改正前	
一	〔同上〕	改正前		改正前	
	当該伝搬障害防止区域の範囲	改正前		改正前	
四五	削除	改正後		改正前	
	〔四六・四七 略〕	改正後		改正前	
一	〔同上〕	改正前		改正前	
	当該伝搬障害防止区域の範囲	改正前		改正前	
四五	削除	改正後		改正前	
	〔四六・四七 略〕	改正後		改正前	

区分

当該伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海拔高（メートル）（海拔高は括弧内に示す。）

電波伝搬路の地上投影面の中心線と当該防止区域の外縁との交点の位置（中心線上、上の欄の（一）に掲げる空中線又は無給電中継装置からの平面距離（キロメートル）で示す。）

上の欄に掲げる交点を結ぶ線分の両側それぞれ幅（メートル）

当該防止区域に係る地域の名称

区分

当該伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海拔高（メートル）（海拔高は括弧内に示す。）

電波伝搬路の地上投影面の中心線と当該防止区域の外縁との交点の位置（中心線上、上の欄の（一）に掲げる空中線又は無給電中継装置からの平面距離（キロメートル）で示す。）

上の欄に掲げる交点を結ぶ線分の両側それぞれ幅（メートル）

当該防止区域に係る地域の名称

四五

〔一〕 北海道札幌市北区篠路一条一〇丁目一二二番二号  
 〇・〇〇  
 一・二八

〔二〕 北海道札幌市北区篠路町拓北三〇番一〇号  
 四五・三〇

五〇

北海道  
 札幌市  
 北区 篠路一条一〇丁目、篠路町上篠路、篠路町拓北

四八 削除	一九五 削除	一九五 削除

四八 削除	一九五 削除	一九五 削除
<p>(一) 北海道石狩市新港南二丁目七二番三号 (六二・三〇)</p> <p>(二) 北海道札幌市北区新川八一五番四号 (四五・〇〇)</p>	<p>(一) 栃木県芳賀郡市貝町大字刈生田字小後山九九七―五 (二六一・七〇)</p> <p>(二) 栃木県芳賀郡芳賀町祖母井字上野原二四三四―一 (一四二・四〇)</p>	<p>(一) 神奈川県秦野市大字蓑毛字樽付一一一四―二 (六三四・八〇)</p> <p>(二) 神奈川県厚木市恩名一八〇〇 (八九・八〇)</p>
〇・〇〇 四・七七	〇・二五 九・二四	〇・三〇 九・七四
五〇	五〇	五〇
<p>北海道 石狩市 新港南二丁目、花畔、花畔四条一丁目、花畔三条一丁目、花畔二条一丁目、花川北四条一丁目、花川北四条二丁目、花川北三条一丁目、花川北三条二丁目、花川北二条一丁目、花川北二条二丁目、花川北一条一丁目、花川南一条三丁目、花川南二条三丁目、花川南二条四丁目、花川南三条三丁目、花川南三条四丁目、花川南四条四丁目</p>	<p>栃木県 芳賀郡 茂木町 千本 市貝町 刈生田、田野辺、市塙、上根 芳賀町 祖母井</p>	<p>神奈川県 伊勢原市 大山、子易、日向 厚木市 七沢、小野、森の里若宮、愛名、毛利台一丁目、温水西二丁目、温水、恩名</p>

<p>〔一九六〕二二二 略</p> <p>二二一 削除</p> <p>三</p>	<p>〔二一四〕三三五 略</p> <p>二二三 削除</p> <p>六</p>	<p>〔二三七〕三三九 略</p> <p>二二四 削除</p> <p>〇</p>
--	--	--

<p>〔一九六〕二二二 同上</p> <p>二二一 (一) 千葉県船橋市湊町二一六 一三三 (八七・四〇)</p> <p>(二) 千葉県習志野市谷津町一 一八 (五四・四〇)</p> <p>五〇 千葉県 船橋市 湊町一丁目、湊町二丁目、 宮本二丁目、宮本三丁目、宮本九 丁目、浜町一丁目、若松一丁目 習志野市 谷津二丁目、谷津三丁目 、谷津四丁目、袖ヶ浦一丁目、谷 津町一丁目</p>	<p>〔二一四〕三三五 同上</p> <p>二二三 (一) 千葉県八千代市大和田新田七七五―二 (八七・九〇)</p> <p>(二) 千葉県八千代市上高野一 九五二―三 (五三・三〇)</p> <p>五〇 千葉県 八千代市 大和田新田、吉橋、ゆり のき台三丁目、ゆりのき台五丁目 、ゆりのき台六丁目、萱田、村上</p>	<p>〔二三七〕三三九 同上</p> <p>二二四 (一) 群馬県富岡市富岡字上町 一四五七―二 (二一・九)</p> <p>(二) 群馬県多野郡吉井町大字 馬庭三四五― 一 (一三八・九)</p> <p>五〇 群馬県 富岡市 富岡、曾木、田篠、星田 甘楽郡 福島、庭谷、造石 多野郡 吉井町 小棚、片山、本郷、塩川 、吉井 群馬県 多野郡 吉井町 池、中島、馬庭</p>
--	---	--

放送業務用伝搬障害防止区域

<p>〔一〇九 略〕</p>	<p>一〇 削除</p>		<p>〔三・四 略〕</p>	<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>
<p>〔一〇九 同上〕</p>	<p>一〇 (一) 石川県金沢市大手町一四 一一 (六七・〇九) (二) 石川県石川郡野々市町本町六一―一九一 一 (八三・一五)</p>	<p>〇・八六 六・三四</p> <p>五〇</p> <p>石川県 金沢市 香林坊二丁目、長町一丁目、長町二丁目、片町二丁目、中央通町、千日町、白菊町、中村町、増泉一丁目、増泉三丁目、野町五丁目、泉本町三丁目、泉本町五丁目、泉本町六丁目、泉本町七丁目、西泉三丁目、西泉四丁目、西泉五丁目、米泉二丁目、米泉三丁目、米泉四丁目、米泉五丁目</p> <p>石川郡 野々市町 押野一丁目、押野二丁目、押野三丁目、押野四丁目、押野五丁目、押越一丁目、若松町、本町六丁目</p>	<p>〔三・四 同上〕</p>	

九 平成十九年総務省告示第百六十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

送 出 後

1 電気通信業務用伝搬障害防止区域		
区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所(括弧内の数値は、海拔高(メートル)を示す。)	伝搬障害防止区域の範囲
[1~27 略]		
28	削除	
[29~37 略]		
38	削除	
[39~79 略]		
80	削除	
[81 略]		
82	削除	
83	削除	
[84 略]		
85	削除	
[86~94 略]		

送 出 前

1 [同左]		
区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所(括弧内の数値は、海拔高(メートル)を示す。)	伝搬障害防止区域の範囲
[1~27 同左]		
28	(1) 東京都墨田区横綱 1-9-2 (151.40) (2) 東京都台東区上野公園12-8 (41.50)	北緯35度41分53秒東経139度47分45秒の地点と北緯35度42分55秒東経139度46分34秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
[29~37 同左]		
38	(1) 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-24-10 (226.30) (2) 東京都新宿区西早稲田 2-1-23 (57.50)	北緯35度41分04秒東経139度42分11秒の地点と北緯35度42分23秒東経139度43分00秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
[39~79 同左]		
80	(1) 東京都中野区中野 4-9-18 (157.90) (2) 東京都練馬区光が丘 2-25-12 (90.60)	北緯35度42分24秒東経139度39分47秒の地点と北緯35度45分32秒東経139度37分51秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
[81 同左]		
82	(1) 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-24-10 (241.20) (2) 東京都世田谷区太子堂 3-26-9 (58.70)	北緯35度41分04秒東経139度42分11秒の地点と北緯35度39分10秒東経139度40分13秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
83	(1) 東京都港区港南 2-1-65 (142.60) (2) 東京都大田区東糀谷 2-1-18 (26.60)	北緯35度37分58秒東経139度44分31秒の地点と北緯35度34分17秒東経139度44分24秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
[84 同左]		
85	(1) 東京都墨田区横綱 1-9-2 (151.40) (2) 東京都江東区辰巳 3-7-1 (36.30)	北緯35度41分53秒東経139度47分45秒の地点と北緯35度38分47秒東経139度48分26秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
[86~94 同左]		

95	削除
[96～104 略]	
105	削除
[106～111 略]	
112	削除
[113～160 略]	
161	削除
[162～165 略]	
166	削除
[167 削除]	
[168～315 略]	
316	削除
[317～346 略]	
347	削除

95	(1) 神奈川県秦野市大字葉毛字榎付 1114-2 (2) 神奈川県秦野市柳町1-66-18 (192.00)	北緯35度25分02秒東経139度14分16秒の地点と北緯35度22分43秒東経139度11分07秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
[96～104 同左]		
105	(1) 千葉県八千代市大和田新田775-2 (88.20) (2) 千葉県八千代市勝田1277-8 (54.10)	北緯35度44分08秒東経140度05分06秒の地点と北緯35度42分52秒東経140度07分04秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
[106～111 同左]		
112	(1) 茨城県龍ヶ崎市4200-3 (74.30) (2) 茨城県取手市押切字押切275-1 (44.90)	北緯35度54分22秒東経140度11分13秒の地点と北緯35度54分30秒東経140度08分36秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
[113～160 同左]		
161	(1) 東京都墨田区横綱1-9-2 (148.00) (2) 東京都江東区東砂3-29-5 (34.50)	北緯35度41分53秒東経139度47分45秒の地点と北緯35度40分57秒東経139度50分23秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
[162～165 同左]		
166	(1) 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-24-10 (226.30) (2) 東京都新宿区新宿6-24-20 (69.90)	北緯35度41分04秒東経139度42分11秒の地点と北緯35度41分49秒東経139度42分38秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
167	(1) 東京都北区西が丘3-6-6 (123.80) (2) 東京都豊島区西池袋1-29-10 (81.60)	北緯35度45分56秒東経139度42分42秒の地点と北緯35度43分56秒東経139度42分40秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
[168～315 同左]		
316	(1) 東京都墨田区横綱1-9-2 (151.40) (2) 東京都江東区潮見2-9-15 (54.30)	北緯35度41分53秒東経139度47分45秒の地点と北緯35度39分21秒東経139度49分06秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
[317～346 同左]		
347	(1) 埼玉県越谷市蒲生寿町2454-3 (39.10) (2) 埼玉県川口市東川口3-4-20	北緯35度52分25秒東経139度46分19秒の地点と北緯35度52分42秒東経139度44分37秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その

[348～370 略]	
371	削除
[372～417 略]	
418	削除
[419～450 略]	
451	削除
[452～466 略]	
467	削除
[468～470 略]	
471	削除
[472～500 略]	
501	削除
[502～506 略]	
507	削除
[508～582 略]	

[348～370 同左]		(56.90)	両側それぞれ50メートル以内の区域
371	(1) 東京都国分寺市本多2-13-1 (124.10) (2) 東京都西東京市芝久保町5-8-2 (176.10)		北緯35度42分20秒東経139度28分49秒の地点と北緯35度44分06秒東経139度31分23秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
[372～417 同左]			
418	(1) 東京都青梅市勝沼3-95 (247.30) (2) 東京都西多摩郡瑞穂町大字高根字高根新田546-2 (166.90)		北緯35度47分20秒東経139度15分59秒の地点と北緯35度47分08秒東経139度18分18秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
[419～450 同左]			
451	(1) 千葉県船橋市湊町2-6-33 (87.40) (2) 千葉県船橋市前原西3-21-9 (45.50)		北緯35度41分47秒東経139度58分54秒の地点と北緯35度41分47秒東経140度00分29秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
[452～466 同左]			
467	(1) 埼玉県草加市高砂1-7-36 (88.50) (2) 埼玉県草加市青柳8-1555-1 (44.50)		北緯35度49分32秒東経139度48分23秒の地点と北緯35度51分27秒東経139度49分00秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
[468～470 同左]			
471	(1) 埼玉県草加市高砂1-7-36 (79.50) (2) 埼玉県吉川市平沼1-22-4 (33.90)		北緯35度49分32秒東経139度48分23秒の地点と北緯35度52分02秒東経139度50分01秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
[472～500 同左]			
501	(1) 茨城県土浦市川口1-1-22 (75.80) (2) 茨城県土浦市若松町3963-1 (51.00)		北緯36度04分51秒東経140度12分05秒の地点と北緯36度05分41秒東経140度12分08秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
[502～506 同左]			
507	(1) 東京都中野区中野4-9-18 (157.90) (2) 東京都杉並区久我山5-5-15 (75.50)		北緯35度42分24秒東経139度39分47秒の地点と北緯35度41分29秒東経139度36分49秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
[508～582 同左]			

583	削除
[584～603 略]	
604	削除
[604～605 略]	
605	削除
[606～625 略]	
626	削除
[627～634 略]	
635	削除
[636・637 略]	
638	削除
[639 略]	
640	削除
[641～683 略]	
684	削除

583	(1) 東京都八王子市明神町1-4-1 (175.10) (2) 東京都八王子市元八王子1-6-53 (211.00)	北緯35度39分23秒東経139度21分02秒の地点と北緯35度39分47秒東経139度17分30秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
[584～603 同左]		
604	(1) 東京都大田区下丸子3-1-15 (69.80) (2) 東京都大田区大森東4-19-20 (33.60)	北緯35度34分16秒東経139度41分15秒の地点と北緯35度34分08秒東経139度42分58秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
605	(1) 東京都大田区下丸子3-1-15 (69.80) (2) 東京都大田区本羽田1-18-3 (27.80)	北緯35度34分16秒東経139度41分15秒の地点と北緯35度33分31秒東経139度42分28秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
[606～625 同左]		
626	(1) 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-24-10 (241.30) (2) 東京都文京区大塚1-5-18 (70.90)	北緯35度41分04秒東経139度42分11秒の地点と北緯35度43分07秒東経139度44分05秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
[627～634 同左]		
635	(1) 神奈川県横浜市西区みなとみらい4-7-3 (225.90) (2) 神奈川県横浜市南区別所7-2-6 (79.80)	北緯35度27分24秒東経139度37分35秒の地点と北緯35度25分13秒東経139度35分05秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
[636・637 同左]		
638	(1) 神奈川県横浜市青葉区美しが丘4-12-1 (95.80) (2) 神奈川県川崎市麻生区東百合丘3-130 (107.40)	北緯35度34分45秒東経139度32分53秒の地点と北緯35度34分58秒東経139度32分32秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
[639 同左]		
640	(1) 千葉県成田市赤坂3-2 (105.00) (2) 千葉県印旛郡栄町龍角寺字尾上1129-3 (65.90)	北緯35度46分41秒東経140度17分18秒の地点と北緯35度49分21秒東経140度16分38秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
[641～683 同左]		
684	(1) 埼玉県本庄市銀座3-7-4 (108.10) (2) 埼玉県深谷市大字血洗島字中河原	北緯36度14分16秒東経139度11分12秒の地点と北緯36度14分10秒東経139度15分10秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その



[767～827 略]		[767～827 同左]		両側それぞれ50メートル以内の区域
828	削除	828	(1) 神奈川県川崎市中原区小杉町3-247-1 (66.20) (2) 神奈川県川崎市幸区南加瀬砂場2011 (41.00)	
829	削除	829	(1) 神奈川県川崎市中原区小杉町3-247-1 (63.60) (2) 神奈川県川崎市中原区木月住吉町1796-1 (29.00)	北緯35度34分32秒東経139度39分21秒の地点と北緯35度34分18秒東経139度39分25秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
[830～880 略]		[830～880 同左]		
[2～4 略]				
備考 表中の「」の記載は注記を省略。				

十 平成十九年総務省告示第二百七十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

後 半

補 半

1 電気通信業務用伝搬障害防止区域		1 [同左]	
区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所(括弧内の数値は、海拔高(メートル)を示す。)	伝搬障害防止区域の範囲	伝搬障害防止区域の範囲
[1~10 略]			
11	削除		
[12~86 略]			
[2~4 略]			
備考 表中の「」の記載は左記による。			
1 電気通信業務用伝搬障害防止区域		1 [同左]	
区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所(括弧内の数値は、海拔高(メートル)を示す。)	伝搬障害防止区域の範囲	伝搬障害防止区域の範囲
[1~10 同左]			
11	(1) 岩手県盛岡市上堂四丁目13番1号 (213.80) (2) 岩手県盛岡市加賀野字オノ神21番 (272.80)	北緯39度43分47秒東経141度07分20秒の地点と北緯39度42分20秒東経141度10分42秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域	
[12~86 同左]			
[2~4 同左]			

十一 平成十九年総務省告示第四百二十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

後 半

半 幅

1 電気通信業務用伝搬障害防止区域		1 [同左]	
区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無線電中継装置の設置場所(括弧内の数値は、海拔高(メートル)を示す。)	伝搬障害防止区域の範囲	
[1~271 略]			
272	削除		
[273~392 略]			
[2~4 略]			
区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無線電中継装置の設置場所(括弧内の数値は、海拔高(メートル)を示す。)	伝搬障害防止区域の範囲	
[1~271 同左]			
272	(1) 長野県長野市大字鶴賀上千歳町 1112番地1 (443.70)	北緯36度38分54秒東経138度11分30秒の地点と北緯36度39分24秒東経138度15分34秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その	
	(2) 長野県須坂市宇流343番地1 (363.30)	両側それぞれ50メートル以内の区域	
[273~392 同左]			
[2~4 同左]			

備考 表中の「」の記載は注記を要する。

十二 平成十九年総務省告示第六百三十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

後 半

幅 半

1 電気通信業務用伝搬障害防止区域		1 [同左]	
区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所(括弧内の数値は、海拔高(メートル)を示す。)	区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所(括弧内の数値は、海拔高(メートル)を示す。)
	伝搬障害防止区域の範囲		伝搬障害防止区域の範囲
[1～126 略]		[1～126 同左]	
127	削除	127	(1) 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-24-10 (241.30) (2) 東京都渋谷区円山町23-2 (67.40)
[128・129 略]		[128・129 同左]	
130	削除	130	(1) 東京都墨田区横網1-9-2 (153.40) (2) 東京都墨田区緑4-20-10 (34.40)
[131～144 略]		[131～144 同左]	
145	削除	145	(1) 埼玉県坂戸市本町10-8 (76.40) (2) 埼玉県日高市大字中鹿山字前山430-1 (128.30)
[146～168 略]		[146～168 同左]	
169	削除	169	(1) 群馬県藤岡市藤岡1567-15 (140.30) (2) 群馬県高崎市八幡原町428-1 (112.50)
[170～305 略]		[170～305 同左]	
[2～4 略]		[2～4 同左]	

備考 表中の「」の記載は注記である。

十三 平成二十年総務省告示第六十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

送 出 後

1 電気通信業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所(括弧内の数値は、海拔高(メートル)を示す。)	伝搬障害防止区域の範囲
[1~75_略]		
76	削除	
[77~84_略]		
85	削除	

送 出 前

1 [同左]

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所(括弧内の数値は、海拔高(メートル)を示す。)	伝搬障害防止区域の範囲
[1~75_同左]		
76	(1) 北海道北斗市茂辺地22番(209.30) (2) 北海道北斗市中野通229番3号(52.10)	北緯41度46分09秒東経140度34分52秒の地点と北緯41度46分50秒東経140度35分42秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯41度47分11秒東経140度36分09秒の地点と北緯41度48分05秒東経140度37分13秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯41度48分58秒東経140度38分21秒の地点と北緯41度49分45秒東経140度39分19秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
[77~84_同左]		
85	(1) 北海道釧路市黒金町9丁目2番(65.80) (2) 北海道釧路郡釧路町大字仙鳳趾村字ポソルークシエポール(195.30)	北緯42度59分09秒東経144度22分55秒の地点と北緯42度59分03秒東経144度26分42秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯42度59分00秒東経144度28分11秒の地点と北緯42度58分58秒東経144度29分27秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯42度58分57秒東経144度30分16秒の地点と北緯42度58分55秒東経144度31分23秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯42度58分52秒東経144度32分50秒の地点と北緯42度58分50秒東経144度33分57秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

[86～92 略]	
93	削除
[94～181 略]	

[2～4 略]

[86～92 同左]		
93	(1) 北海道岩見沢市6条西2丁目 (75.10)	北緯43度12分03秒東経141度46分01秒の地点と北緯43度13分56秒東経141度40分05秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
[94～181 同左]		

[2～4 同左]

備考 表中の「」の記載は注記である。

十四 平成二十年総務省告示第二百五十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

後 半

半 幅

1 電気通信業務用伝搬障害防止区域		1 [同左]	
区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所(括弧内の数値は、海抜高(メートル)を示す。)	伝搬障害防止区域の範囲	
[1～59 略]			
60	削除		
[61～68 略]			
69	削除		
[70・71 略]			
[2～4 略]			
区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所(括弧内の数値は、海抜高(メートル)を示す。)	伝搬障害防止区域の範囲	
[1～59 同左]			
60	(1) 新潟県燕市吉田下中野1567番地5 (56.20) (2) 新潟県加茂市大字加茂字船戸2906番地 (47.60)	北緯37度40分19秒東経138度53分21秒の地点と北緯37度40分19秒東経138度55分41秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域	
[61～68 同左]			
69	(1) 長野県大町市大字平字エビス 23382番口 (948.40) (2) 長野県北安曇郡白馬村大字神城 20442番地 (734.80)	北緯36度37分17秒東経137度50分32秒の地点と北緯36度39分19秒東経137度50分59秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域	
[70・71 同左]			
[2～4 同左]			

備考 表中の「」の記載は共通のもの。

十五 平成二十年総務省告示第三百九十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

後 半

1 電気通信業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所(括弧内の数値は、海拔高(メートル)を示す。)	伝搬障害防止区域の範囲
[1~28 略]		
29	削除	
[30~95 略]		

[2~4 略]

後 半

1 [同左]

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所(括弧内の数値は、海拔高(メートル)を示す。)	伝搬障害防止区域の範囲
[1~28 同左]		
29	(1) 山形県酒田市本町3-1-25 (62.40) (2) 山形県東田川郡庄内町余目字上朝丸69-1 (42.10)	北緯38度54分55秒東経139度50分06秒の地点と北緯38度52分31秒東経139度52分32秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
[30~95 同左]		

[2~4 同左]

備考 表中の「」の記載は注記を要する。

十六 平成二十年総務省告示第六百二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

送 出 後

送 出 前

1 電気通信業務用伝搬障害防止区域		1 [同左]	
区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無線電中継装置の設置場所(括弧内の数値は、海拔高(メートル)を示す。)	伝搬障害防止区域の範囲	
[1~12 略]			
13	削除		
[14 略]			
15	削除		
[16~43 略]			
44	削除		
[45~49 略]			
50	削除		
[51 略]			
52	削除		
[53~245 略]			
[2~4 略]			
区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無線電中継装置の設置場所(括弧内の数値は、海拔高(メートル)を示す。)	伝搬障害防止区域の範囲	
[1~12 同左]			
13	(1) 北海道石狩市新港南2丁目722番地3 (2) 北海道石狩郡当別町字高岡932番地14	北緯43度11分06秒東経141度19分11秒の地点と北緯43度13分58秒東経141度24分30秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域	
[14 同左]			
15	(1) 北海道石狩市新港南2丁目722番地3 (2) 北海道石狩市花川南4条4丁目112番地1	北緯43度11分06秒東経141度19分11秒の地点と北緯43度09分39秒東経141度18分23秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域	
[16~43 同左]			
44	(1) 北海道河東郡音更町字音更北6線東6番地 (2) 北海道河東郡音更町字上然別基線7番地4	北緯42度57分40秒東経143度12分19秒の地点と北緯43度03分56秒東経143度04分27秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域	
[45~49 同左]			
50	(1) 北海道函館市大川町1番18号 (2) 北海道函館市桔梗3丁目340番18号	北緯41度47分44秒東経140度44分20秒の地点と北緯41度50分13秒東経140度43分39秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域	
[51 同左]			
52	(1) 北海道亀田郡七飯町字本町662番地1 (2) 北海道北斗市向野95番2	北緯41度53分45秒東経140度41分39秒の地点と北緯41度53分22秒東経140度37分50秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域	
[53~245 同左]			
[2~4 同左]			

備考 表中の「」の記載は抜記による。

十七 平成二十一年総務省告示第二百七十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

送 出 後

1 電気通信業務用伝搬障害防止区域	
区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無線電中継装置の設置場所(括弧内の数値は、海拔高(メートル)を示す。)
伝搬障害防止区域の範囲	
[1~17 略]	
18	削除
[19~41 略]	
42	削除
[43~94 略]	
95	削除
[96~103 略]	
104	削除
[106~130 略]	
105	削除

送 出 前

1 [同左]	
区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無線電中継装置の設置場所(括弧内の数値は、海拔高(メートル)を示す。)
伝搬障害防止区域の範囲	
[1~17 同左]	
18	(1) 北海道札幌市北区篠路1条10丁目122番2号 (55.10) (2) 北海道石狩市生振582番地2 (41.70)
[19~41 同左]	
42	(1) 岩手県九戸郡九戸村大字江刺家第9地割字第81-10 (876.50) (2) 岩手県九戸郡九戸村大字雪屋第2地割字大長根山36-2 (322.70)
[43~94 同左]	
95	(1) 岩手県盛岡市上堂4-13-1 (213.80) (2) 岩手県盛岡市猪去橋場69-5 (181.50)
[96~103 同左]	
104	(1) 栃木県芳賀郡市貝町大字刈生田字小後山979-5 (270.20) (2) 栃木県芳賀郡茂木町大字林字春草921-1 (181.20)
105	(1) 茨城県常総市水海道橋本町3300 (52.50) (2) 茨城県取手市市之代字南割434-1 (59.40)
[106~130 同左]	
北緯35度59分46秒東経140度00分11秒の地点と北緯35度59分25秒東経140度00分19秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域	
北緯36度35分12秒東経140度08分45秒の地点と北緯36度31分26秒東経140度12分11秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域	
北緯39度43分47秒東経141度07分20秒の地点と北緯39度41分11秒東経141度04分43秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域	
北緯40度16分06秒東経141度22分33秒の地点と北緯40度14分43秒東経141度26分57秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域	
北緯43度08分14秒東経141度22分17秒の地点と北緯43度09分17秒東経141度22分35秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域	
北緯35度59分11秒東経140度00分24秒の地点と北緯35度57分04秒東経140度01分09秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域	

[2・3 略]

備考 表中の「」の記載は注記である。

[2・3 同左]

十八 平成二十一年総務省告示第四百号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

第 五 後

第 五 編

1 電気通信業務用伝搬障害防止区域		1 [同左]	
区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所(括弧内の数値は、海拔高(メートル)を示す。)	伝搬障害防止区域の範囲	
[1~17 略]			
18	削除		
[19~43 略]			
[2~4 略]			

備考 表中の「」の記載は抜記による。

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所(括弧内の数値は、海拔高(メートル)を示す。)	伝搬障害防止区域の範囲	
[1~17 同左]			
18	(1) 宮城県白石市沢端町2-30 (96.10) (2) 宮城県白石市越河五賀字西山15 (604.40)	北緯38度00分19秒東経140度37分13秒の地点と北緯37度56分10秒東経140度35分13秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯37度56分03秒東経140度35分09秒の地点と北緯37度55分49秒東経140度35分03秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域	
[19~43 同左]			
[2~4 同左]			

十九 平成二十一年総務省告示第四百九十九号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

後 半

半 幅

1 電気通信業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所(括弧内の数値は、海拔高(メートル)を示す。)	伝搬障害防止区域の範囲
[1~42 略]		
43	削除	
[44~70 略]		
71	削除	
[72~98 略]		

1 [同左]

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所(括弧内の数値は、海拔高(メートル)を示す。)	伝搬障害防止区域の範囲
[1~42 同左]		
43	(1) 岩手県盛岡市上堂 4-13-1 (206.10) (2) 岩手県盛岡市下飯岡 5地割242-1 (166.20)	北緯39度43分47秒東経141度07分20秒の地点と北緯39度40分26秒東経141度07分16秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
[44~70 同左]		
71	(1) 東京都青梅市勝沼 3-95 (245.30) (2) 東京都青梅市今井 2-1203-1 (213.20)	北緯35度47分20秒東経139度15分59秒の地点と北緯35度48分10秒東経139度18分44秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
[72~98 同左]		

備考 表中の「」の記載は注記である。

二十 平成二十二年総務省告示第五十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前					
<p>[1・2 略]</p> <p>3 人命・財産の保護用伝搬障害防止区域</p> <p>[1～6 略]</p> <table border="1" data-bbox="1093 197 1284 1097"> <tr> <td data-bbox="1125 197 1252 280">7</td> <td data-bbox="1125 280 1252 1097">削除</td> </tr> </table> <p>[8～16 略]</p> <p>[4 略]</p>	7	削除	<p>[1・2 同左]</p> <p>3 [同左]</p> <p>[1～6 同左]</p> <table border="1" data-bbox="1093 1153 1284 2060"> <tr> <td data-bbox="1125 1153 1252 1232">7</td> <td data-bbox="1125 1232 1252 1624">           (1) 東京都港区芝公園 1-5-25            (61.70)            (2) 東京都港区海岸 1-5-20            (133.80)         </td> <td data-bbox="1125 1624 1252 2060">           北緯35度39分30秒東経139度45分06秒の地点と北緯35度39分13秒東経139度45分30秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域         </td> </tr> </table> <p>[8～16 同左]</p> <p>[4 同左]</p>	7	(1) 東京都港区芝公園 1-5-25 (61.70) (2) 東京都港区海岸 1-5-20 (133.80)	北緯35度39分30秒東経139度45分06秒の地点と北緯35度39分13秒東経139度45分30秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
7	削除					
7	(1) 東京都港区芝公園 1-5-25 (61.70) (2) 東京都港区海岸 1-5-20 (133.80)	北緯35度39分30秒東経139度45分06秒の地点と北緯35度39分13秒東経139度45分30秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域				
備考 表中の「」の記載は生記である。						

二十一 平成二十二年総務省告示第二百一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

後 半

前 半

1 電気通信業務用伝搬障害防止区域		1 [同左]	
区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所(括弧内の数値は、海拔高(メートル)を示す。)	伝搬障害防止区域の範囲	
[1] 略]			
2	削除		
[3~18] 略]			
19	削除		
[20~70] 略]			
71	削除		
[72~91] 略]			
[2~4] 略]			
区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所(括弧内の数値は、海拔高(メートル)を示す。)	伝搬障害防止区域の範囲	
[1] 同左]			
2	(1) 北海道旭川市2条通10丁目239番地(174.00) (2) 北海道上川郡東神楽町字東神楽98番1号(184.00)	北緯43度45分58秒東経142度21分49秒の地点と北緯43度44分41秒東経142度23分29秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域	
[3~18] 同左]			
19	(1) 福島県郡麻郡西会津町新郷大字富士字沼頭412-27(542.60) (2) 新潟県東蒲原郡阿賀町八ツ田字鳥井峠1540(318.70)	北緯37度39分39秒東経139度42分06秒の地点と北緯37度39分33秒東経139度34分45秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域	
[20~70] 同左]			
71	(1) 長野県大町市八坂字山麻苧欠ノ上992-イ-2(858.20) (2) 長野県長野市信州新町信級字船清水4832-1(1120.60)	北緯36度29分27秒東経137度54分25秒の地点と北緯36度32分14秒東経137度55分41秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域	
[72~91] 同左]			
[2~4] 同左]			

備考 表中の「」の記載は注記である。

二十二 平成二十二年総務省告示第二百九十四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

後 半

幅 半

1 電気通信業務用伝搬障害防止区域		1 [同左]	
区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無線電中継装置の設置場所(括弧内の数値は、海拔高(メートル)を示す。)	区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無線電中継装置の設置場所(括弧内の数値は、海拔高(メートル)を示す。)
	伝搬障害防止区域の範囲		伝搬障害防止区域の範囲
[1～3 略]		[1～3 同左]	
4	削除	4	(1) 岩手県九戸郡九戸村大字江刺家第9地割字線81-10 (876.60) (2) 岩手県九戸郡軽米町大字小軽米第19地割字玉川74-34 (324.30)
5	削除	5	(1) 岩手県九戸郡九戸村大字江刺家第9地割字線81-10 (882.20) (2) 岩手県二戸市浄法寺町八方口31-1 (321.00)
[6～12 略]		[6～12 同左]	
13	削除	13	(1) 青森県三戸郡田子町大字田子字新井田平104-1 (276.90) (2) 青森県三戸郡田子町大字田子字川代ノ上ニ66-3 (564.20)
14	削除	14	(1) 青森県三戸郡田子町大字田子字新井田平104-1 (276.80) (2) 岩手県二戸市上斗米字下坂110-78 (357.90)
[15～93 略]		[15～93 同左]	
[2～4 略]		[2～4 同左]	

備考 表中の「」の記載は生記による。

二十三 平成二十三年総務省告示第八号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

第 五 後

1 電気通信業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海拔高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
[1～53 略]		
54	削除	
[55～83 略]		

[2～4 略]

第 五 補

1 [同左]

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海拔高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
[1～53 同左]		
54	(1) 茨城県龍ヶ崎市4200－3 (65.70) (2) 茨城県北相馬郡利根町押戸字城台1650－1 (54.80)	北緯35度54分22秒東経140度11分13秒の地点と北緯35度52分52秒東経140度09分57秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
[55～83 同左]		

[2～4 同左]

備考 表中の「」の記載は左記による。

二十四 平成二十三年総務省告示第九十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

送 出 後

送 出 前

1 電気通信業務用伝搬障害防止区域

1 [同左]

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所(括弧内の数値は、海拔高(メートル)を示す。)	伝搬障害防止区域の範囲
----	---	-------------

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所(括弧内の数値は、海拔高(メートル)を示す。)	伝搬障害防止区域の範囲
----	---	-------------

[1～8 略]

[1～8 同左]

9	削除	
---	----	--

9	(1) 北海道北見市中央町2番2号 (148.40) (2) 北海道北見市常川59番2号 (134.10)	北緯43度48分35秒東経143度53分21秒の地点と北緯43度46分20秒東経143度51分17秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
---	--	---

[10～15 略]

[10～15 同左]

16	削除	
----	----	--

16	(1) 千葉県印西市内野1-14 (81.10) (2) 千葉県我孫子市布佐字原地丑高入1873-1 (65.30)	北緯35度47分39秒東経140度07分36秒の地点と北緯35度51分35秒東経140度06分48秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
----	---	---

[17～46 略]

[17～46 同左]

[2 略]

[2 同左]

3 人命・財産の保護用伝搬障害防止区域

3 [同左]

[1～10 略]

[1～10 同左]

11	(1) 広島県広島市中区基町10-52 (64.00) (2) 広島県呉市広町字馬離場1237-27 (880.00)	北緯34度23分44秒東経132度27分32秒の地点と北緯34度21分06秒東経132度31分40秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
----	--	---

11	(1) 広島県広島市中区基町10-52 (64.00) (2) 広島県呉市広町字馬離場1237-27 (880.00)	北緯34度23分44秒東経132度27分32秒の地点と北緯34度21分06秒東経132度31分40秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
----	--	---

12	(1) 沖縄県那覇市旭町116-37 (48.50) (2) 沖縄県浦添市前田字真和志堂原1223-4 (152.00)	北緯26度12分37秒東経127度40分38秒の地点と北緯26度13分45秒東経127度42分54秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯26度13分52秒東経127度43分07秒の地点と北緯26度14分06秒東経127度43分35秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
----	---	--

[4 略]

[4 同左]

備考 表中の「」の記載は注記による。

二十五 平成二十三年総務省告示第三百九十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

後 半

補 半

1 電気通信業務用伝搬障害防止区域

1 [同左]

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所(括弧内の数値は、海拔高(メートル)を示す。)	伝搬障害防止区域の範囲
[1~28 略]		
29 削除		
[30・31 略]		

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所(括弧内の数値は、海拔高(メートル)を示す。)	伝搬障害防止区域の範囲
[1~28 同左]		
29	(1) 群馬県伊勢崎市中央町20-24 (110.50) (2) 群馬県伊勢崎市長沼町1744-1 (66.80)	北緯36度19分07秒東経139度11分53秒の地点と北緯36度18分18秒東経139度12分10秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
[30・31 同左]		

[2~4 略]

[2~4 同左]

備考 表中の「」の記載は追加しない。

二十六 平成二十三年総務省告示第五百四十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

送 出 線

1 電気通信業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所(括弧内の数値は、海抜高(メートル)を示す。)	伝搬障害防止区域の範囲
23	(1) 熊本県八代郡氷川町島地字9番割906 (45.10) (2) 熊本県宇城市小川町中小野917-1 (51.10)	北緯32度35分27秒東経130度41分14秒の地点と北緯32度35分38秒東経130度41分27秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯32度35分56秒東経130度41分47秒の地点と北緯32度36分29秒東経130度42分25秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

[1~22 略]

[2~4 略]

備考 表中の「」の記載は注記による。

送 出 線

1 [同左]

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所(括弧内の数値は、海抜高(メートル)を示す。)	伝搬障害防止区域の範囲
23	(1) 熊本県八代郡氷川町島地字9番割906 (45.10) (2) 熊本県宇城市小川町中小野917-1 (51.10)	北緯32度35分27秒東経130度41分14秒の地点と北緯32度35分38秒東経130度41分27秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯32度35分56秒東経130度41分47秒の地点と北緯32度36分29秒東経130度42分25秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
24	(1) 鹿児島県枕崎市汐見町265 (53.60) (2) 鹿児島県枕崎市火之神岬町642 (156.90)	北緯31度16分11秒東経130度17分33秒の地点と北緯31度15分57秒東経130度17分11秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯31度15分48秒東経130度16分56秒の地点と北緯31度15分19秒東経130度16分09秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

[1~22 同左]

[2~4 同左]

二十七 平成二十四年総務省告示第二百二十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改 正 後

改 正 前

1 電気通信業務用伝搬障害防止区域		1 [同左]	
区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海拔高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海拔高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
[1～11 略]		[1～11 同左]	
12	削除	(1) 千葉県柏市豊四季237-1 (97.70) (2) 千葉県柏市増尾字四斗蒔140-4 (65.90)	北緯35度52分01秒東経139度56分46秒の地点と北緯35度49分58秒東経139度59分10秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
[13～31 略]		[13～31 同左]	
[2～4 略]		[2～4 同左]	

備考 表中の「」の記載は注記をみる。

二十八 平成二十四年総務省告示第三百八十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

第 五 後

第 五 編

1 電気通信業務用伝搬障害防止区域		1 [同左]	
区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所(括弧内の数値は、海拔高(メートル)を示す。)	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所(括弧内の数値は、海拔高(メートル)を示す。)	伝搬障害防止区域の範囲
[1~15_略]		[1~15_同左]	
16	削除	16 7 (1) 栃木県宇都宮市平出工業団地48- (214.60) (2) 栃木県塩谷郡高根沢町大字平田字 大塚1579-2 (178.40)	北緯36度33分40秒東経139度55分35秒の地点と北緯36度36分16秒東経139度58分45秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯36度36分39秒東経139度59分14秒の地点と北緯36度36分46秒東経139度59分22秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯36度37分08秒東経139度59分48秒の地点と北緯36度38分42秒東経140度01分44秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
[17~84_略]		[17~84_同左]	
[2~4_略]		[2~4_同左]	

備考 表中の「」の記載は注記である。

二十九 平成二十五年総務省告示第三百三十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

送 出 後

1 電気通信業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所(括弧内の数値は、海拔高(メートル)を示す。)	伝搬障害防止区域の範囲
1	削除	
2	削除	
[3・4 略]		
5	削除	
[6～25 略]		
26	削除	

送 出 前

1 [同左]

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所(括弧内の数値は、海拔高(メートル)を示す。)	伝搬障害防止区域の範囲
1	(1) 北海道札幌市豊平区月寒中央通1丁目2番20号 (111.50) (2) 北海道札幌市中央区北1条西4丁目 (141.90)	北緯43度01分26秒東経141度24分01秒の地点と北緯43度08分41秒東経141度21分03秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
2	(1) 岩手県九戸郡九戸村大字江刺家第9地割字嶽81-10 (876.40) (2) 岩手県九戸郡軽米町大字山内第10地割字竹谷袋102 (227.40)	北緯40度16分22秒東経141度22分39秒の地点と北緯40度19分06秒東経141度24分41秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
[3・4 同左]		
5	(1) 岩手県岩手郡滝沢村滝沢字大崎94-102 (287.40) (2) 岩手県盛岡市玉山区馬場字赤坂9-1 (340.40)	北緯39度48分13秒東経141度08分27秒の地点と北緯39度50分21秒東経141度10分43秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯39度50分23秒東経141度11分18秒の地点と北緯39度50分54秒東経141度11分18秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯39度50分55秒東経141度11分20秒の地点と北緯39度51分44秒東経141度12分12秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
[6～25 同左]		
26	(1) 福岡県三井郡大刀洗町大字本郷字西三十六2074-2 (56.00) (2) 福岡県久留米市草野町草野字後田543 (86.00)	北緯33度21分54秒東経130度37分40秒の地点と北緯33度21分36秒東経130度37分40秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯33度21分22秒東経130度37分41秒の地点と北緯33度21分13秒東経130度37分41秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯33度20分57秒東経130度37分42秒の地点と

<p>[27~45 略]</p>	<p>[27~45 同左]</p>
<p>[2~4 略]</p>	
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

北緯33度20分47秒東経130度37分43秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯33度19分08秒東経130度37分47秒の地点と北緯33度18分57秒東経130度37分48秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

三十 平成二十五年総務省告示第四百六十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

後 編

後 編

1 電気通信業務用伝搬障害防止区域

1 [同左]

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所(括弧内の数値は、海拔高(メートル)を示す。)	伝搬障害防止区域の範囲
[1~50 略]		
51	削除	
[52・53 略]		

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所(括弧内の数値は、海拔高(メートル)を示す。)	伝搬障害防止区域の範囲
[1~50 同左]		
51	(1) 新潟県長岡市下々条2-15-16 (95.70) (2) 新潟県長岡市深沢町宇岩野原4861 (84.40) - 1	北緯37度29分05秒東経138度51分14秒の地点と北緯37度24分47秒東経138度46分36秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
[52・53 同左]		

[2~4 略]

[2~4 同左]

備考 表中の「」の記載は任意である。

三十一 平成二十六年総務省告示第百六十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

第 五 後

第 五 編

1 電気通信業務用伝搬障害防止区域		
区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無線電中継装置の設置場所(括弧内の数値は、海拔高(メートル)を示す。)	伝搬障害防止区域の範囲
[1~30 略]		
31	削除	
32	削除	
[33~73 略]		
[2~4 略]		

1 [同左]		
区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無線電中継装置の設置場所(括弧内の数値は、海拔高(メートル)を示す。)	伝搬障害防止区域の範囲
[1~30 同左]		
31	(1) 千葉県八千代市大和田新田775-2 (81.40) (2) 千葉県船橋市習志野台1-917 (47.30)	北緯35度44分08秒東経140度05分06秒の地点と北緯35度44分00秒東経140度04分20秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度44分00秒東経140度04分18秒の地点と北緯35度43分58秒東経140度04分11秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度43分54秒東経140度03分47秒の地点と北緯35度43分53秒東経140度03分38秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
32	(1) 千葉県成田市赤坂3-2 (105.00) (2) 千葉県八街市八街1334-2 (78.70)	北緯35度46分41秒東経140度17分18秒の地点と北緯35度42分07秒東経140度18分21秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度42分03秒東経140度18分22秒の地点と北緯35度41分43秒東経140度18分26秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
[33~73 同左]		
[2~4 同左]		

備考 表中の「」の記載は法記しである。

三十二 平成二十六年総務省告示第二百五十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

後 半

補 半

1 電気通信業務用伝搬障害防止区域		1 [同左]	
区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所(括弧内の数値は、海拔高(メートル)を示す。)	伝搬障害防止区域の範囲	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所(括弧内の数値は、海拔高(メートル)を示す。)
[1~22 略]		[1~22 同左]	
23	削除		(1) 神奈川県横浜市都筑区中川1-2 (122.50) 北緯35度33分42秒東経139度34分13秒の地点と北緯35度34分59秒東経139度33分29秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
[24~41 略]		[24~41 同左]	
[2~5 略]		[2~5 同左]	

備考 表中の「」の記載は任意である。

三十三 平成二十七年総務省告示第十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改 正 後

改 正 前

1 電気通信業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海拔高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
7	削除	

[1～6 略]

[8～15 略]

[2～4 略]

1 [同左]

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海拔高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
7	(1) 東京都北区西が丘3-6-6 (100.50) (2) 東京都板橋区坂下2-26-19 (48.10)	北緯35度45分56秒東経139度42分42秒の地点と北緯35度47分03秒東経139度41分12秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

[1～6 同左]

[8～15 同左]

[2～4 同左]

備考 表中の「」の記載は追加しない。

三十四 平成二十七年総務省告示第二百三十八号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		改正前	
[1～3 略]		[1～3 同左]	
4 電気供給業務用伝搬障害防止区域		4 [同左]	
区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所(括弧内の数値は、海抜高(メートル)を示す。)	区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所(括弧内の数値は、海抜高(メートル)を示す。)
[1～8 略]		[1～8 同左]	
9	削除	9	(1) 神奈川県鎌倉市大船1765-1 (96.80) (2) 神奈川県藤沢市南藤沢18-10 (54.30)
[10～13 略]		北緯35度21分00秒東経139度32分34秒の地点と北緯35度20分12秒東経139度29分26秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域 [10～13 同左]	

備考 表中の「」の記載は注記による。

三十五 平成二十七年総務省告示第三百六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

後 半

補 半

1 電気通信業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海拔高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
7	削除	

[1～6 略]

[8～19 略]

1 [同左]

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海拔高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
7	(1) 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-24-3 (226, 20) (2) 東京都渋谷区大山町1-20 (56, 60)	北緯35度41分04秒東経139度42分11秒の地点と北緯35度40分11秒東経139度40分46秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

[1～6 同左]

[8～19 同左]

[2～4 略]

[2～4 同左]

備考 表中の「」の記載は任意である。

三十六 平成二十八年総務省告示第一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

後 半

補 半

1 電気通信業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海拔高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
[1～6 略]		
7	削除	
[8～38 略]		

1 [同左]

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海拔高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
[1～6 同左]		
7	(1) 神奈川県横浜市都筑区中川1-2-3 (124.30) (2) 神奈川県横浜市青葉区新石川1-1-9 (78.60)	北緯35度33分42秒東経139度34分13秒の地点と北緯35度33分52秒東経139度33分30秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度33分53秒東経139度33分24秒の地点と北緯35度33分54秒東経139度33分23秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
[8～38 同左]		

[2～5 略]

[2～5 同左]

備考 表中の「」の記載は注記がある。